

『創意と工夫による魅力ある集落づくり』に向けて

みんなで創る まちづくり 交付金制度 スタート！

市では、区・自治会の皆さんが、自分たちの住む地域の課題を自分たちのアイデアや創意工夫で解決したり、日常の交流を通してお互いのつながりを深めながら、より住みよい快適な地域づくりに取り組んでいただけるよう、今年度から「みんなで創るまちづくり交付金」（通称：まちづくり一括交付金）の制度を開始します。



みんなで相談、
みんなでまちづくり！

市民活動支援課 ☎(25)8526

マキノ支所 ☎(27)1121 安曇川支所 ☎(32)1131
今津支所 ☎(22)2551 高島支所 ☎(36)1121
朽木支所 ☎(38)2331 新旭振興室 ☎(25)8100

あらゆる自治会活動に 活用できる新制度

この交付金制度は、区・自治会の加入世帯数や広報誌等の配付数、またその立地環境等に依りて、それぞれに交付限度額を定め、その範囲内であれば一部の対象外費用を除いて、あらゆる自治会活動に自らの判断で充てていただくことができる制度です。

制度創設にあたっては、平成21年度から各地域を巡り、地域の皆さんのご意見をおうかがいしてきました。

地域の皆さんには、自分たちの住む地域のことを自ら考えて、主体的なまちづくりに取り組んでいただくとともに、これまで取り組みにくかった新しい活動についても、区や自治会の総意により、知恵を出し合い、力を合わせて取り組んでいただきたいと思います。

地域のまちづくり 活動を応援する 市の予算

市では、区・自治会の活動や旧町村単位で各地域の魅力アップに取り組む「まちづくり委員会」の活動に対して毎年約1億7千万円を支出してきました。

今年度からのまちづくり一括交付金制度の運用に伴い、従来の制度を見直しましたが、地域のまちづくり活動を促進する市の総予算はこれまでどおり1億7千万円を確保しています。

このうち、まちづくり一括交付金には約1億円を充てています。残りは、まちづくり一括交付金では対応しにくい高額な費用を伴う事業への補助金や、「まちづくり委員会」による魅力ある地域づくり事業に充てられます。

これまでの制度との 違いは？

これまで、区や自治会には「まちづくり助成」制度のもとで、様々な補助金をご活用いただいていたが、これらは制度ごとに申請手続きが必要で、使い道も限られていました。

例
これまでの地区管理防犯灯設置事業費補助金では

- 設置経費は対象
- × 電球交換は対象外
- × 電気代は対象外

しかし、まちづくり一括交付金なら、年間の事業計画の中から交付金を充てる事業を一括で申請し、承認された事業に関する費用については全般的に交付金をご活用いただけます。



※一部交付金の対象外費用があります。

● 交付金の額は？

各区・自治会ごとの交付限度額は、次の額の合計額となります。

区分	算出基準
①均等割	1自治会につき15万円
②世帯割	自治会の加入世帯数×2,000円
③広報誌等配付割	広報誌等の配付数×2,000円

また、次の地域条件や環境条件に該当する地域には、一定の算出基準にもとづいた「地域加算額」をプラスし、これまで以上に自治会活動の支援を図り、地域格差を是正します。

- ▼高齢化地域
65歳以上の人口が全人口の50%以上となる区・自治会
- ▼山間地域
辺地に該当する区・自治会
- ▼積雪地帯
豪雪地帯やそれに類する地域に該当する区・自治会



環境美化活動



地区夏祭り



地区防災訓練

対象となる活動は？

次のような活動が交付金の対象です。地域に応じた発想やアイデアを活かして取り組んでください。

① 防犯・防災に関する活動
安全・安心な地域づくりに関する活動

② 地域福祉に関する活動
地域の保健、福祉、青少年の健全育成、人権尊重などに関する活動

③ 交流を図る活動
地域内での交流や他地域との交流を図る活動

④ 道路・河川・公益施設に関する活動
地域内で管理する道路、河川、その他の公共施設、基盤施設の整備や維持管理に関する活動

⑤ 環境に関する活動
環境の保全や地域の美化に関する活動

⑥ その他の地域活動
その他、住みよい地域づくりに取り組む活動

※対象となる活動事例は市のホームページをご覧ください